

○財務省告示第百二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

第三十六号を第三十七号とし、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 沖縄地区税関石垣税関支署